

# 裁判員制度における民主主義と自由主義

—本特集の趣旨に触れながら

葛野尋之

## 1 本稿の目的

裁判員法の施行から3年が経過した。それにともない、公判審理にとどまらず、刑事手続全体に変化が生じている。しかし、裁判員制度については、違憲の疑いも提起されてきた。また、おおむね順調な運用という評価の一方、看過しがたい問題や混乱も指摘されている。これらの多くは、制度創設過程において、制度目的が十分明確化されなかったことと無関係ではない。裁判員の負担軽減や分かり易い審理のみが追求されるならば、作成や朗読の仕方に注意を払いさえすれば、事実を整然としたストーリーに纏めあげた供述調書に依拠した方が、効率的で分かり易いということにもなりかねず、また、争点の削ぎ落としと証拠の過剰な厳選によって、被告人の防御権を後退させるおそれもある。裁判員制度が、必然的に、直接主義・口頭主義を徹底させ、被告人の防御権を強化するというわけではない。このようななか、最高裁大法廷は、2011年11月16日、憲法は国民の司法参加を許容しており、裁判員制度は憲法の諸規定に違反しないと判断した<sup>1)</sup>。

ところで、刑事裁判への市民参加、とくに陪審制度については、民主主義的価値と自由主義的価値とを具現しているとされてきた。トクヴィルが、「陪審制度は「普通選挙と同様に、人民主権の教義の直接かつ端的な帰結である」と述べ、建国

期アメリカ陪審制度の民主主義的意義を賞賛したことには有名である<sup>2)</sup>。

他方、ハミルトンは、刑事案件についての「専断的な弾劾、犯罪容疑に対する専断的な起訴、専断的な判決に基づく専断的な処罰」による「司法専制」から「自由」を保護する点にこそ、陪審制度の真価があるとした<sup>3)</sup>。合衆国最高裁は、1967年、ダンカン事件において、この自由主義的意義を再確認し、「被告人は、その同輩である陪審員による裁判を受ける権利を保障されることによって、腐敗した、あるいは熱心すぎる検察官、従順に過ぎ、偏見をもち、あるいは常軌を逸した裁判官からのこのうえない保護手段を獲得するのである」と述べた<sup>4)</sup>。

裁判員制度についても、民主主義的意義と自由主義的意義が指摘されてきた。裁判員制度は、民主主義原理とどのように関連しているのか。また、どのような自由主義的意義を有しているのか。その導入にともなう大規模な手続改革と相俟って、より公正・適正な刑事裁判の実現にどのように寄与するのか。最高裁合憲判決は、どのような理解に立っているのか。本稿は、これらの問題を検討する。そのことを通じて、本特集の趣旨も明らかにされるであろう。

## 2 最高裁大法廷合憲判決の意義

最高裁合憲判決は、歴史的・世界的な状況、憲法

と裁判所法の制定経過、それらの規定などから、「刑事裁判に国民が参加して民主的基盤の強化を図ることと、憲法の定める人権の保障を全うしつつ、証拠に基づいて事実を明らかにし、個人の権利と社会の秩序を確保するという刑事裁判の使命を果たすこととは、決して相容れないものではなく」、「憲法上国民の司法参加がおよそ禁じられていると解すべき理由はな」いとして、国民の司法参加の一般的な憲法許容性を確認した。そのうえで、具体的制度の憲法適合性を検討し、「憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はない」と結論づけ、憲法31条・32条・37条1項・76条1項・80条1項の違反はないとした。

続けて、判決は、裁判員制度が合憲である以上、「裁判員法が規定する評決制度の下で、裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても、それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから、憲法76条3項には違反しないとした。

判決は、裁判員制度による裁判体が憲法76条2項の禁止する特別裁判所にあたらないことは明らかだとした後、さらに、裁判員としての職務従事や裁判員候補者としての裁判所出頭（以下、裁判員の職務等）が国民に一定の負担をもたらすにせよ、「司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上」をという制度目的（裁判員法1条）は「この制度が国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るものであることを示して」おり、「裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり」、また、裁判員法が辞退を類型的に認め、政令により辞退に関して柔軟な制度をおき、経済的負担を軽減する措置も講じていることからしても、裁判員の職務等は憲法18条後段の禁止する「苦役」にはあたらないとした。

裁判員制度始動後も、その合憲性が争われ、数多くの高裁判決<sup>5)</sup>が、合憲判断を重ねてきた。このようななか、本合憲判決は、違憲論の主要論拠を否定するものであり、合憲性の争いに一応の決着をつけた。残された憲法的論点もあるが、すでに

最高裁は、本合憲判決に依拠しつつ、小法廷判決により、被告人に裁判員裁判の選択権がないことが憲法32条・37条に違反しないと判断している<sup>6)</sup>。

判断内容をみると、本合憲判決が、立法過程において不明瞭であった民主主義的意義を認めた点が注目される。反面、合憲判断としては、一般的な憲法許容性を肯定したうえで、市民参加の具体的制度が憲法の諸規定に違反しないと示すことで足りることから、総論的で形式的な判断に傾き、それゆえ裁判員制度の自由主義的意義については、十分明確化しないままに終わっている。憲法18条適合性について十分説得的な理由を示すことができなかったのは、それゆえである。しかし、刑事裁判の本質的機能が被疑者・被告人の人権保障にあることからすれば、やはり自由主義的意義を明確化しなければならない。

## 3 裁判員制度と民主主義

### (1) 裁判員制度の民主主義的意義

裁判員法1条は、制度目的として「司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上」を規定するのみであって、司法制度改革審議会「中間報告」のように「強固な国民的基盤（民主的正統性）」の形成には言及していない。韓国の国民参与法1条が、制度目的として、「司法の民主的正当性」を明記していることと対照的である<sup>7)</sup>。裁判員法は、裁判員制度を民主主義原理に直接由来するものとしては性格づけていないようにもみえる。

しかし、裁判員制度の目的を民主主義原理から切断して理解することには疑問がある。裁判員法1条がこの原理に直接言及していないにせよ、刑事裁判は、まぎれもなく国家による主権の行使である。市民が刑事裁判という主権の行使に直接参加することは、やはり、国民主権に基づく民主主義原理によってこそ基礎づけられるものであって、裁判員制度は、民主主義原理を具体化したものとして理解すべきである<sup>8)</sup>。しかも、その参加の仕方は、裁判内容に直接影響を与える形でのものである。裁判員制度と民主主義原理との結びつ

1) 最大判平23(2011)・11・16裁時1544号1頁、判時2136号3頁。

2) トクヴィル(松本礼二訳)『アメリカのデモクラシー(第1巻・下)』(岩波文庫、2005年)184~186頁。トクヴィルは陪審制度の政治教育的役割を強調したが、むしろ民事陪審においてその役割が大きいとした。

3) ハミルトン「陪審制の検討」アレグザンダ・ハミルトン=ジョン・ジェイ=ジェイムズ・マジソン(斎藤眞=武則忠見訳)『ザ・フェデラリスト』(福村出版、1991年)406頁。

4) *Duncan v. Louisiana*, 391 U.S. 145, 155~166 (1968).

5) 公刊されているのは、東京高判平22(2010)・4・22高刑集63巻1号1頁、東京高判平22(2010)・6・29判タ1347号102頁、東京高判平22(2010)・8・30高刑速〔平22〕92。

6) 最判平24(2012)・1・13裁時1547号21頁、判時2143号144頁。

7) 関永盛「国民参与裁判制度の概要と成立の経緯」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』(国際書院、2010年)35頁。

8) 後藤昭「裁判員制度と弁護人への期待」日本弁護士連合会編『裁判員裁判における弁護活動』(日本評論社、2009年)9頁。